



古座川町簡易水道事業

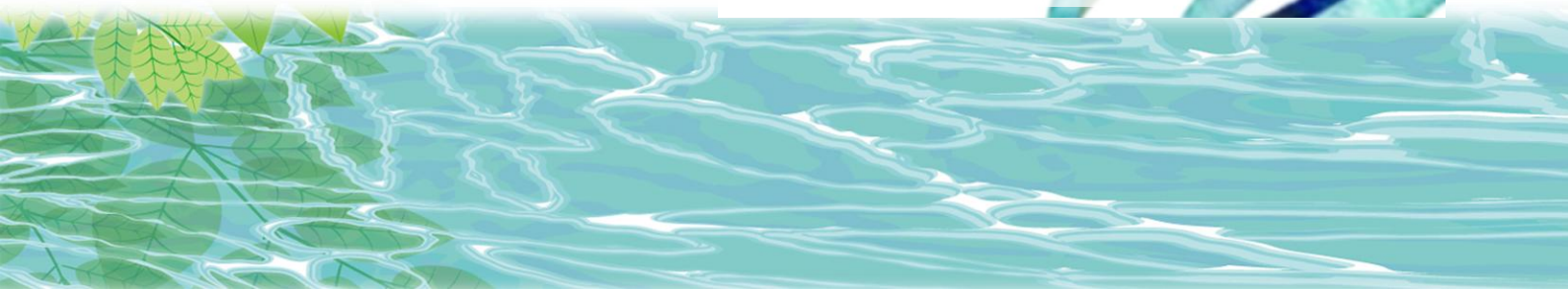
令和8年度～令和17年度

経 営 戦 略



令和8年3月

古座川町



目次

1. はじめに	1
2. 事業概要	2
(1)事業の現況	2
(2)これまでの主な経営健全化の取組	5
(3)経営比較分析表を活用した現状分析	6
(4)前回の経営戦略における将来推計と実績値の比較	8
3. 将来の事業環境	9
(1)給水人口の予測	9
(2)水需要の予測及び給水収益の見通し	10
(3)投資の見通し	11
(4)組織の見通し	13
4. 経営の基本方針	14
5. 投資・財政計画	15
(1)投資・財政計画(収支計画)	15
(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	19
(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	22
6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	23
(1)計画の期間及び評価・見直し	23
(2)モニタリング及びローリングの手法(PDCA サイクルの活用)	24
(別紙) 投資・財政計画(収支計画) 原価計算表	

古座川町簡易水道事業経営戦略

- ◆ **団体名** : 古座川町
- ◆ **事業名** : 簡易水道事業
- ◆ **計画期間** : 令和 8 年度～令和 17 年度

1. はじめに

古座川町は、昭和 31 年に「高池町」、「明神村」、「小川村」、「三尾川村」、「七川村」の 5 町村が合併して誕生した紀伊半島南端の内陸部に位置する町です。町域は東西 19.5km、南北 21.7 kmに及び、町の総面積 294.23 km²のうち、約 96%が森林である緑豊かな農山村です。町の中央を流れる古座川は、良好な水質と豊かな流量から、清流といわれる貴重な河川の一つです。大半の集落は川沿いの狭小な耕地に散在して町を形成しています。

町民の生活を支える水道施設は、水道法に基づく水道事業としては、簡易水道 7 施設と隣接自治体である串本町が管理する上水道の計 8 施設となっています。県下有数の広域な面積と、散在的な集落の特性から整備が遅れており、残りの地区(水道未普及地域)には水道法適用外の飲料水供給施設等が設置されています。

簡易水道以外の水道(飲料水供給施設等)については、各地区による維持管理が行われていますが、施設の老朽化や住民の高齢化により、日常の管理等が懸念されているところです。そのため、水道を新しく整備したいとの要望があった場合には、国の補助事業の採択基準に照らして簡易水道の整備を検討しており、直近では、平成 30 年度に平井地区の簡易水道が完成しました。

今後も古座川町で暮らす町民の生活基盤の確保のため、まちづくりの基本である住民本位の考え方のもと、住民の皆様の意向に沿って簡易水道の整備を検討する予定です。引き続き安定的に事業を継続していくためには、中長期的な視点に立った経営を行っていく必要があることから、簡易水道事業についての経営戦略を策定します。

(参考:図表 1-1)古座川町の水道

分類	対象地区	管理
上水道	高池上部、下部	串本町
簡易水道	池野山、月野瀬、川口(明神の一部を含む)、直見、三尾川、下露、平井	古座川町
飲料水供給施設、簡易給水施設	上記以外の地区	各地区

2. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

(図表 2-1) 簡易水道事業の概要

供用開始年月日	昭和 41 年 3 月 31 日	計画給水人口	1,020 人
法適(全部・財務)・ 非適の区分	法適用(財務規定)	現在給水人口	834 人

(令和 6 年度末現在)

昭和 40 年 7 月に事業創設の認可を受けた簡易水道事業は、翌昭和 41 年 3 月に供用を開始しました。令和 6 年度末現在、行政区域内人口は、2,276 人、給水人口は 834 人であり、普及率は約 36.6%となっています。なお、串本町が管理する上水道の供給を受けている地区の人口 625 人を合わせると、給水人口は 1,459 人、普及率は約 64.1%となります。

② 施設

(図表 2-2) 簡易水道施設の概要

水源	☑表流水 ☐ダム ☑伏流水 ☑地下水 ☐受水 ☐その他 (複数選択可)			
施設数	浄水場設置数	7	管路延長	28,344m
	配水池設置数	7		
施設能力	542 m ³ /日		施設利用率	58.11%

(令和 6 年度末現在)

町内には 7 か所の浄水場、7 か所の配水池と、28,344mの管路からなる簡易水道施設があり、給水区域は、池野山・月野瀬・川口(明神の一部を含む)・直見・三尾川・下露・平井地区です。令和 6 年度の施設利用率は 58.11%で、類似団体より高い水準となっています。本町簡易水道事業の施設には、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて整備・建設(図表 2-3)されたものがあり、それら施設は、整備からおおむね 40 年から 50 年が経過しており、老朽化してきています。

(図表 2-3) 古座川町簡易水道施設の状況

簡易水道	施設の完成時期	老朽化の状況・改修必要性
下露簡易水道	昭和 47 年	漏水発生・全体的な老朽化
月野瀬簡易水道	昭和 48 年	漏水
直見簡易水道	昭和 51 年	配水管老朽化
三尾川簡易水道	昭和 58 年	漏水・錆の発生
池野山簡易水道	平成 15 年	耐震化一部対応
川口簡易水道	平成 26 年	
平井簡易水道	平成 30 年	

③ 料 金

本町の簡易水道料金は、一般家庭用と工事その他一時使用するものにて区分しています。一般家庭用は、口径に応じ、基本料金＋超過料金にメーター使用料を加えて算出します(図表 2-4)。本町の料金体系は、基本水量を設けることにより、低廉な生活用水の確保を可能にするとともに、超過水量分については、逦増型とすることにより、水利用の合理化を促すという考え方をとっています。直近の料金改定(※消費税のみの改定は含まない)は、平成 22 年 4 月 1 日に行いました。料金の水準は、近隣自治体の料金水準等を勘案して、総合的に検討を行い決定しました。

(図表 2-4) 古座川町水道料金表

■ 専用給水装置(一般家庭用)…1 戸又は 1 箇所で専用するもの (税抜き)

基本料金(1 箇月)			超過料金(1 m ³ につき)		
口径	基本水量	金額	段階区分		
13mm以上 25mmまで	10 m ³ まで	1,300 円	使用水量が 10 m ³ を超え 50 m ³ まで 150 円	使用水量が 50 m ³ を超え 100 m ³ まで 160 円	使用水量が 100 m ³ を超えるもの 170 円
30mm以上	10 m ³ まで	1,300 円	使用水量が 10 m ³ を超え 100 m ³ まで 170 円	使用水量が 100 m ³ を超え 500 m ³ ま で 180 円	使用水量が 500 m ³ を超えるもの 190 円

(メーター使用料)

(税抜き)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm
金額	120 円	140 円	160 円	200 円	300 円	600 円

■特別給水装置…工事その他一時使用するもの (税抜き)

基本料金(1 箇月)		超過料金 1 m ³ につき
基本水量	金額	金額
10 m ³ まで	1,900 円	190 円

④ 組織

本町の簡易水道事業は、建設課工務建築班が所管しており、水道法に基づいて安全な水の供給と維持管理を行っています。水道を所管する建設課の、本町における位置づけと、所属職員の概要は次のとおりです(図表 2-5、図表 2-6)

(図表 2-5) 本町の組織体制



(図表 2-6)建設課職員の内訳

職階	人数(人)	職種	職階	人数(人)	職種
課長	1	一般行政	主査	2	一般行政
主幹	1	一般行政	副主査	2	一般行政
副課長	1	一般行政	主事	2	一般行政
主任	1	一般行政	その他	1	会計年度任用職員
(合計)	(職種別合計)				
11名	行政職: 10名	会計年度任用職員: 1名			

(令和7年10月1日現在)

図表 2-6 に示した建設課職員のうち、主に簡易水道事業を担当する職員は2名です。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

水道は、住民にとって生活を守る重要なセーフティネットです。本町では、「安全でおいしい水の安定的供給」を基本理念に、これまで災害にも強い水道施設づくりに努めてきました。これまでの主な取組みは次のとおりです。

➤ 職員定数の適正化と職員能力の向上による業務能率の向上

本町では、平成16年度に水道課を廃止して以降、平成18年に策定した「古座川町行財政計画」に沿って、これまで、民間経営感覚による業務の簡素・効率化や、計画に沿った職員数の削減・適正化、職員の意識改革等、組織体制の合理化に取り組んできており、職員数の削減による人件費の減少等、一定の効果が得られています。

➤ 経費の節減及び計画的な維持・管理の実施

本町簡易水道事業では、施設管理の一部と漏水調査、水質検査を民間事業者へ委託して実施することで業務の効率化を図っています。他の業務についても、外部への委託の可能性を積極的に検討し、簡易水道事業の事務事業の継続的見直しによる合理化・効率化を追求し、経費節減に努めています。また、令和6年度より地方公営企業法を財務適用し、地方公営企業会計に基づく経営状況の明確化により財政マネジメントの向上を図っています。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営分析比較表をもとに現状分析を実施しました。令和5年度までは法非適用、令和6年度は法適用でそれぞれ全国平均、類似団体平均との比較を行っています。

(図表 2-7) 経営指標の全国平均・類似団体平均との比較(令和6年度:法適用)

経営指標	経営指標の説明	古座川町 令和6年度	全国平均 令和6年度	類似団体平均 令和6年度
【経営の健全性・効率性】				
経常収支比率 (%)	給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標	113.25	102.02	102.26
累積欠損金比率 (%)	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標	0.00	26.96	82.37
流動比率 (%)	短期的な債務に対する支払能力を表す指標	63.25	142.39	101.60
企業債残高対給水収益比率 (%)	給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標	1,584.26	1,043.36	1,398.03
料金回収率 (%)	給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能	28.74	56.19	39.15
給水原価 (円/m)	有収水量 1 mあたりの費用を表す指標	649.40	285.60	392.81
施設利用率 (%)	一日配水能力に対する、一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標	58.13	48.33	29.19
有収率 (%)	施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標	81.74	70.34	66.04
【老朽化の状況】				
有形固定資産減価償却率 (%)	資産の老朽化割合を示すもので、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標	6.68	35.50	28.04
管路経年化率 (%)	管路の老朽化割合を示すもので、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表した指標	0.00	16.16	11.15
管路更新率 (%)	管路の更新ペースや状況を把握できるもので、当該年度に更新した管路延長の割合を表した指標	0.00	0.28	0.25

(図表 2-8) 経営指標の全国平均・類似団体平均との比較推移(令和5年度まで:法非適用)



■経営の健全性・効率性について

本町には、各地区が維持管理を行う、水道法適用外の飲料水供給施設及び簡易給水施設が多数存在しています。簡易水道の整備は、これらの地区から水道を新しくしたいとの要望があった場合に、国の補助事業の採択基準に照らした上で整備を検討しており、本町内に存する簡易水道施設は住民ニーズに応じたものとなっていると考えられます。

こうした背景もあって、施設利用率は類似団体よりも高い水準となっており、施設が効率的に利用されている状態であるといえます。しかしながら、人口の減少と過疎化の進行に伴う需要の減少により、施設利用率は低下傾向にあります。そのため、今後の簡易水道事業の整備にあたっては、各地区の特性や状況を適確に把握し、必要性や将来の利用率等を総合的に勘案する必要があります。

また、収益的収支比率は令和5年度まで100%を下回っていました。令和6年度は100%を上回っていますが、依然として収支不足分を基準外繰入金で補てんしており、独立採算による経営ができていない状況です。

料金回収率や給水原価は、住民の要望に応じて行う整備の有無や、突発的な修繕の有無、給水車の購入等により、年度ごとの変動が大きいものの、簡易水道の整備に係る企業債償還金や利息負担が大きく、悪化傾向にあります。

今後は、簡易水道整備に係る企業債償還金の増加や、老朽化した管路や設備の改修による経営指標数値の悪化が想定されるため、一層の経費削減に努めるとともに、適正水準による給水収益の確保についても検討し、経営の健全化に取り組む必要があります。

■老朽化の状況について

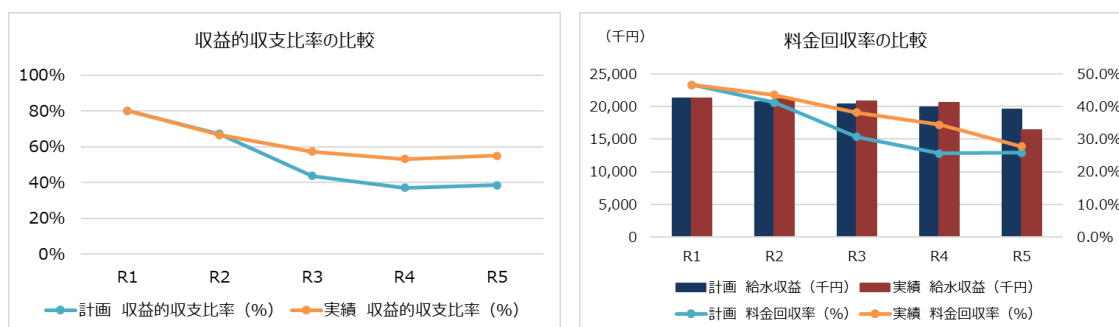
本町簡易水道事業における施設は、その多くが昭和 40 年～50 年代に整備されたものです。そのため、施設・設備の多くで老朽化が進行し、老朽化を原因とする漏水の発生頻度も高まってきていました。このため、計画的な修繕・改修の実施に取り組んだことにより、有収率は改善傾向にあります。しかし、今後も修繕費用や改修・更新費用の増大が見込まれるため、財源の確保策を検討する必要があります。

なお、更新を行う際は、耐震化を含む災害対応にも併せて取り組み、簡易水道施設全体の効率性向上を図る必要があります。

(4) 前回の経営戦略における将来推計と実績値の比較

前回の経営戦略における将来推計と実績値の比較(いずれも税込み)を行いました。令和 2 年度から令和 4 年度まで給水収益の落ち込みがそれほど大きくなく、料金回収率は計画値よりも上振れしています。令和 5 年度は地方公営企業法適用前の打ち切り決算により、給水収益は少なく計上されていますが、同様に費用についても少なく計上され、結果として料金回収率は計画値程度に収まっています。ただし料金回収率は低下傾向にあり、経営状況は厳しくなっていますので、現状分析に記載のとおり、経営健全化に取り組む必要があります。

(図表 2-9) 前回の経営戦略における将来推計と実績値との比較(収益的収支比率・料金回収率)

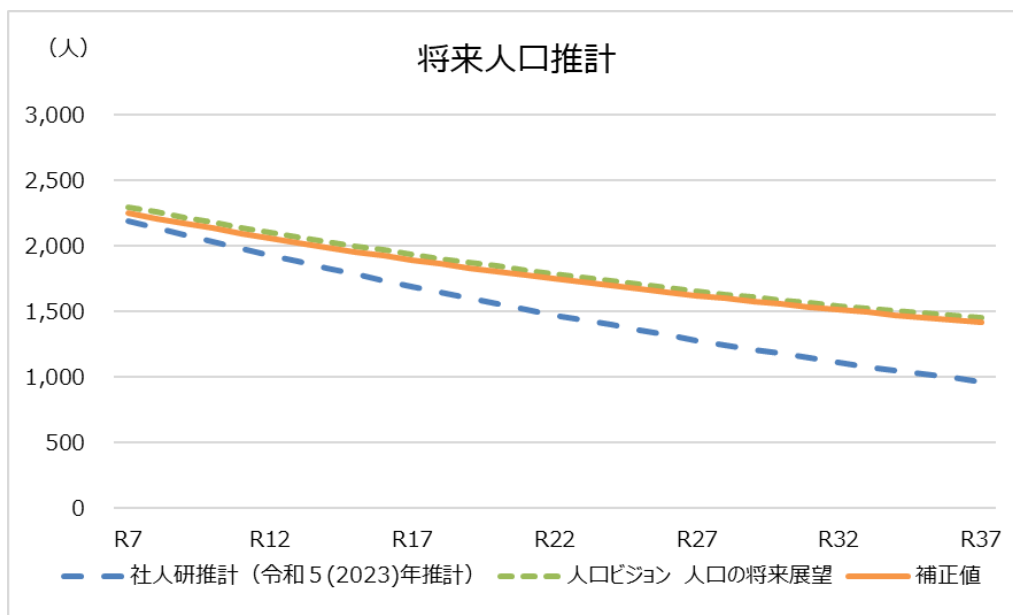


3. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

本町の人口は町村合併当時の昭和 30 年をピークに減少を続けており、現在もその傾向は継続しています。昭和 55 年に 5,030 人であった人口は、令和 7 年 1 月 1 日現在 2,302 人となっています。「古座川町人口ビジョン」(平成 27 年 10 月策定)の各推計では、この減少傾向が今後も続き、本計画期間終了年度である令和 17 年には、どの推計でも 2,000 人を下回る予測となりました(図表 3-1)。これに対し、本町では、①総合戦略への着実な取り組み、②若年層の人口確保、③「人材」の育成、④交流人口の増加、の4つの基本目標を掲げ、令和 42 年の目標人口を 1,400 人と設定しています。

(図表 3-1) 古座川町の将来人口推計



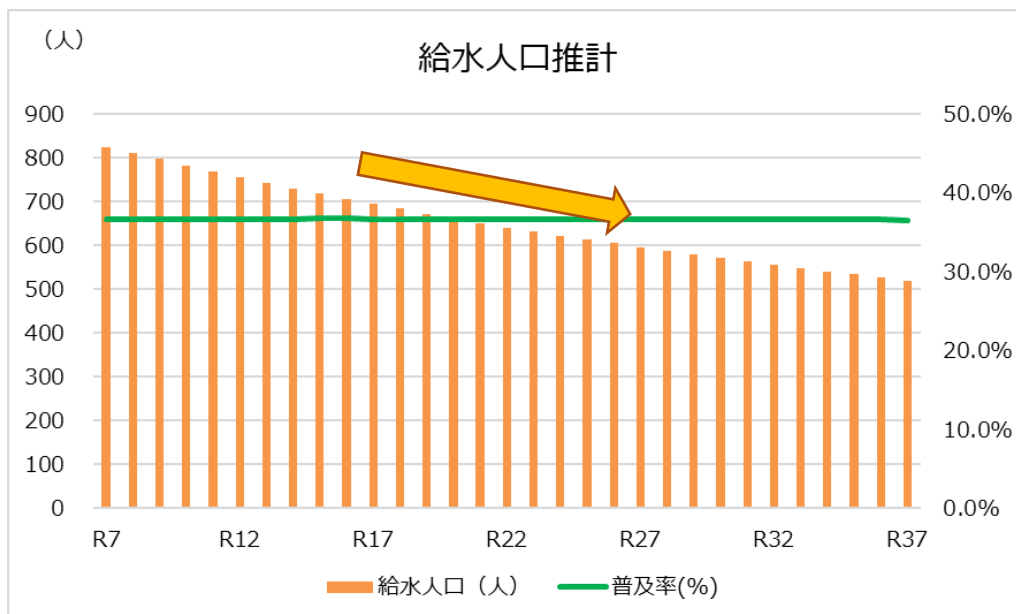
※人口ビジョンの各推計及び目標を実績値により補正

(参考)各推計の仮定

- ・社人研推計準拠…全国の移動率が、今後一定程度縮小すると仮定した推計を実績値により補正
- ・人口ビジョン 人口の将来展望…社人研推計準拠+出生率が上昇した場合を想定した推計を実績値により補正
- ・補正值…人口ビジョン目標値から現時点での実績値の下振れ分を補正

以上を踏まえ、本戦略においては、人口ビジョン目標値から現時点での実績値の下振れ分の補正を加えたものを将来人口として用いることとし(図表 3-1)、給水人口は、将来人口の増減率を加味して算出しました(図表 3-2)。

(図表 3-2) 給水人口推計

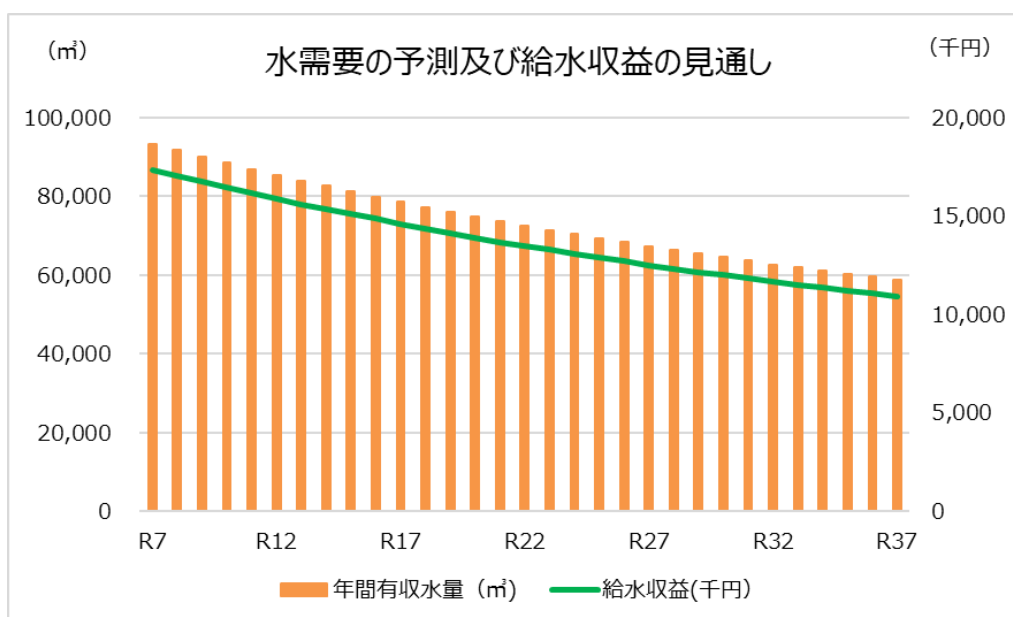


給水人口は、町全体の人口減少の影響を受けて減少していく見込みです。令和6年度末現在 834 人の給水人口は、令和 17 年度には約 2 割減少し、694 人となる見通しとなりました。

(2) 水需要の予測及び給水収益の見通し

水需要及び給水収益の予測と、予測の方法は次のとおりです(図表 3-3)。経営状況を鑑みると、今後、料金改定についての検討が必要ですが、本収支計画においては加味していません。有収水量、給水収益は、ともに減少していく見通しとなりました。

(図表 3-3) 水需要の予測及び給水収益の見通し



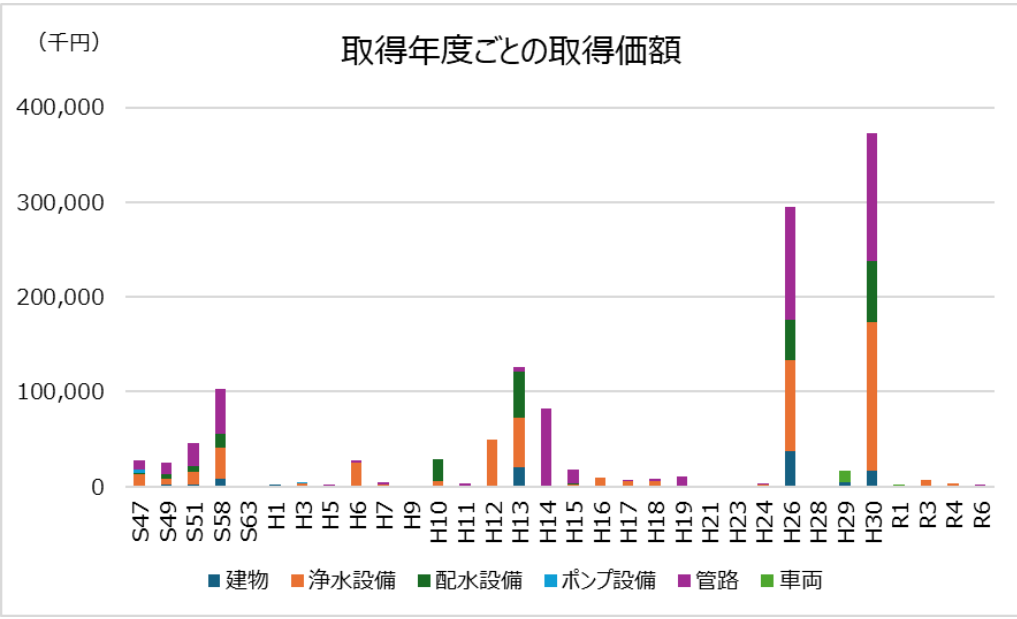
■ 予測の方法
 有収水量…令和 6 年度実績値×給水人口増減率
 給水収益…有収水量×供給単価(令和 6 年度)

(3) 投資の見通し

■ 取得年度ごとの取得価額について

本町の簡易水道事業は昭和 47 年度以降、これまで約 13 億円の投資を行ってきています。取得年度ごとの取得価額は次のとおりです。平成 26 年度に川口地区、平成 30 年度に平井地区の整備が完了し固定資産計上しており、比較的新しい固定資産が多い一方、築 40 年を超えた固定資産も 2 億円程度生じてきており、更新投資が必要となりつつあります。

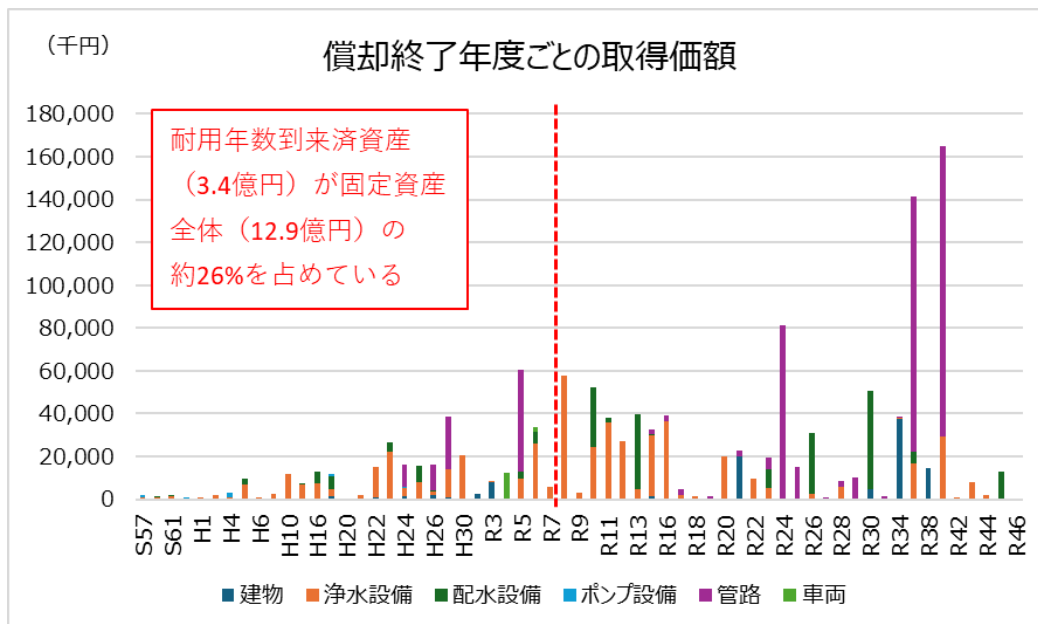
(図表 3-4) 取得年度ごとの取得価額



■ 償却終了年度ごとの取得価額について

償却終了年度ごとの取得価額は次のとおりです(図表 3-5)。管路施設や建物など耐用年数未到来のものも多い一方、設備については耐用年数が到来しているものも増えています。実際に耐用年数到来済資産が固定資産全体の約 26%となっており、これらの資産は近々更新時期にあるものと考えられます。

(図表 3-5) 償却終了年度ごとの取得価額



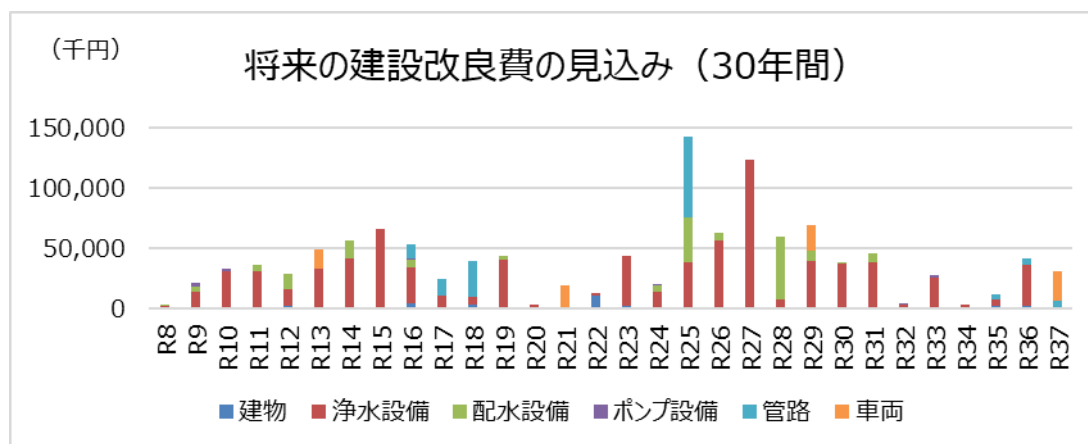
■ 将来の建設改良費の見込みについて

次の条件をもとに投資試算を行いました。

投資試算の前提条件

- ① 固定資産台帳に計上されているすべての償却資産について更新投資を行う。
- ② 経済的耐用年数(法定耐用年数の1.5倍)まで使用して更新投資を行う。
- ③ 令和7年度末時点で経済耐用年数を経過している固定資産については、令和9年度から令和17年度までで配分して更新投資を行う。
- ④ 更新投資額については、物価上昇率(2%と想定)を加味する。

(図表 3-6) 将来の建設改良費の見込み



現時点で経済的耐用年数が到来している資産の更新を行うため、令和 17 年度まで毎年約 40 百万円程度の更新投資を行う見込みとしています。またその後も継続的に更新投資を行う必要があるため、投資財源を確保していく必要があります。

(4) 組織の見通し

本町では、平成 17 年度に「古座川町行財政計画」を策定し、計画に沿った職員数の削減を行うことで定員の適正化に取り組んできました。しかしながら、地方分権や社会情勢の変化に伴い、業務の多様化が進む中、これ以上の大幅な職員数の削減は困難です。ついては、限られた財源の中で効率的な行政サービスを提供するため、「古座川町定員管理計画」(令和 5 年 1 月)において、職員の人材育成に努めることで効率的かつ効果的な行政運営を図ることとしています。

簡易水道事業においても、定員管理計画の基本方針に則って、職員能力の向上と行政運営・事務事業の効率化に努めつつ最小の人数で業務に取り組んでいるところですが、今後は、施設設備の老朽化に伴う更新や修繕のニーズ増大による業務量の増加は予想されます。健全な経営のためには、業務内容を見直すことにより、より一層の効率化を追求し、経費削減要請に対応していかなければなりません。

現時点で、職員の増員や削減に関する具体的に決定している方針はありませんが、業務量の状況を勘案し、適正な人員の検討を行う必要があります。簡易水道事業の持続性を確保するため、従来からの事務の簡素化や経費の節減取組みの推進に加え、他部局とのさらなる連携強化を図ることで、建設課全体で一丸となって職務にまい進できるよう、活気あふれる働きやすい職場環境の形成に取り組み、公務能率のさらなる向上を目指します。

4. 経営の基本方針

「古座川町第6次長期総合計画」(令和7年12月)において、安全な水の安定的供給を目的に、①水道施設の維持管理、②水道事業の健全運営を水道施設の維持・整備に係る施策の方針として掲げています。本戦略においても、この方針を基本として、将来にわたって安定的に水道水を供給していくため、引き続き簡易水道の健全な運営を目指し、安全で持続可能な水道事業の運営に取り組みます。

①計画的な簡易水道施設の更新及び給水施設の維持管理に係る支援

…安全な水を将来にわたって安定的に提供しつづけるため、施設・設備・管路の適正な維持管理に努めます。また、水源から給水栓に至る各段階での日常のリスクの評価と管理を徹底するとともに、災害・事故発生時の応急給水・業務継続・復旧の体制強化に努めます。

②水道事業の健全運営

…住民に対し、節水意識の啓発を図るとともに、経営の効率化を進め、水道事業の持続可能な運営に努めます。

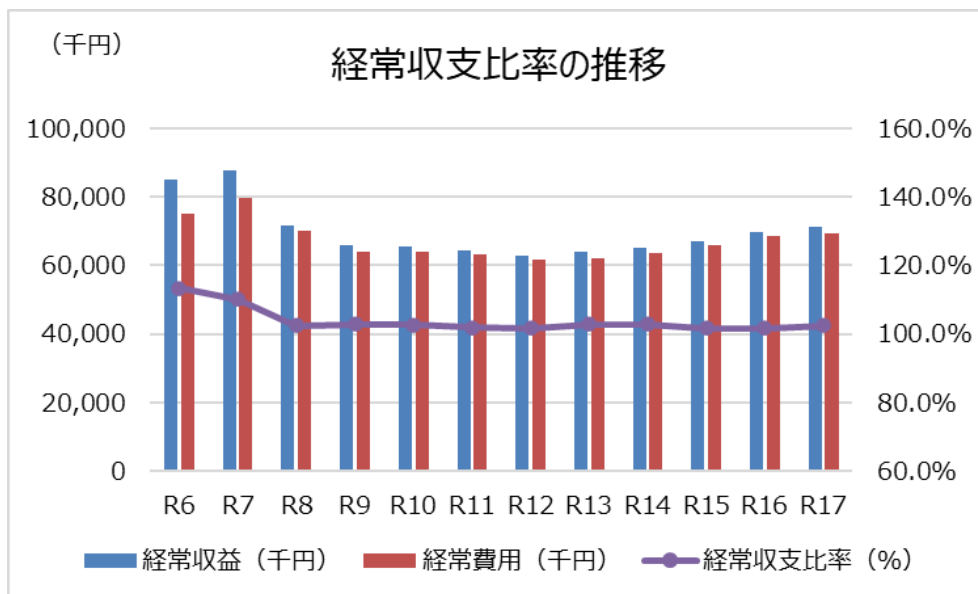


5. 投資・財政計画

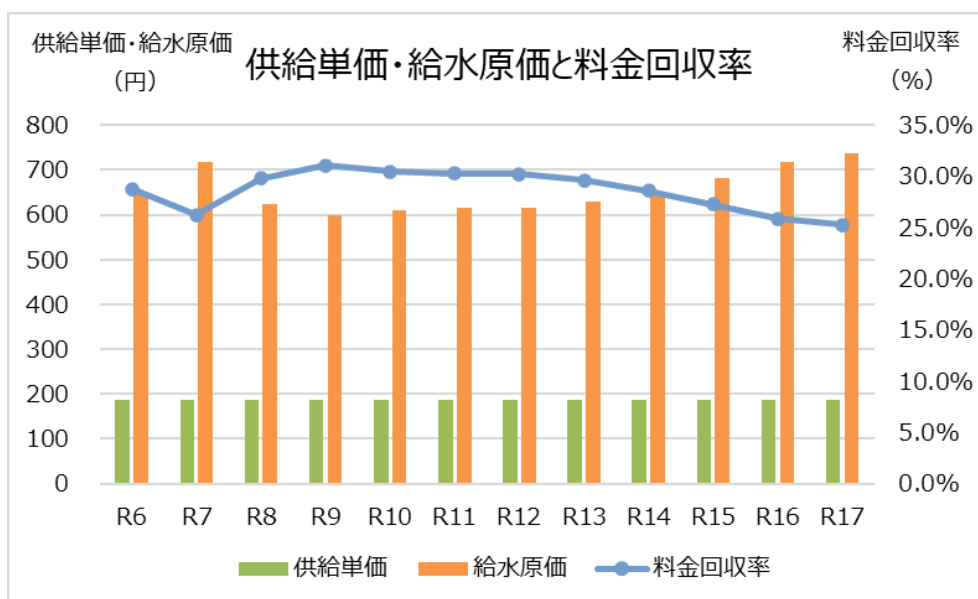
(1) 投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画を別紙に示します。また経常収支比率と料金回収率は次のとおりです。

(図表 5-1) 経常収支比率の推移

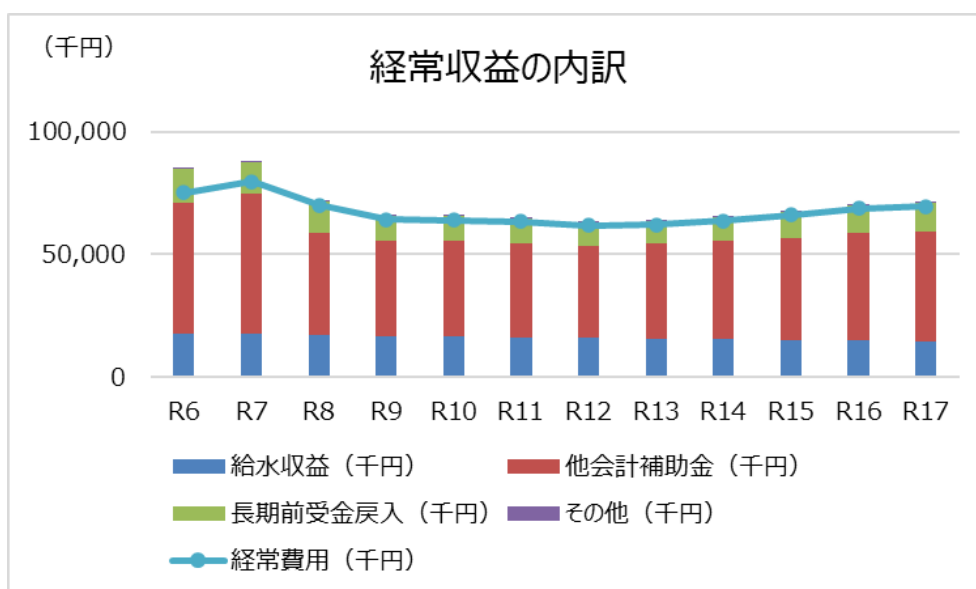


(図表 5-2) 料金回収率



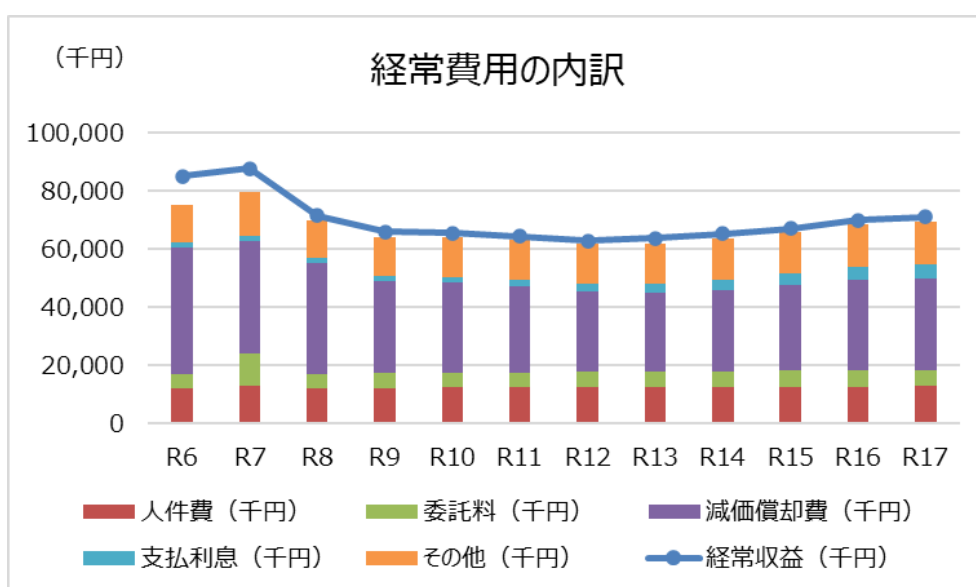
厳しい経営状況から他会計補助金を受領することで、経常収支比率については、100%を超えています。一方、給水原価が供給単価を大きく上回っています。物価上昇による経費の増大に伴い、給水原価が上昇する見込みであり、料金回収率は低下していく見通しです。

(図表 5-3) 経常収益の内訳



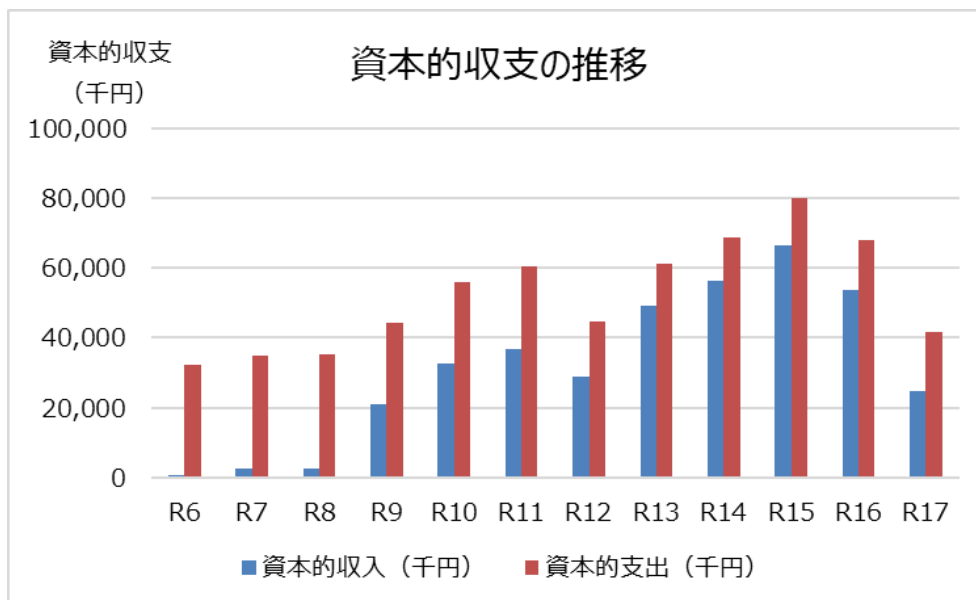
経常収益は、給水収益、他会計補助金、長期前受金戻入およびその他で構成されています。町全体の人口が減少していくため、給水収益も減少していく見通しです。一方で、一般会計からの繰入金が増大していく見通しです。

(図表 5-4) 経常費用の内訳



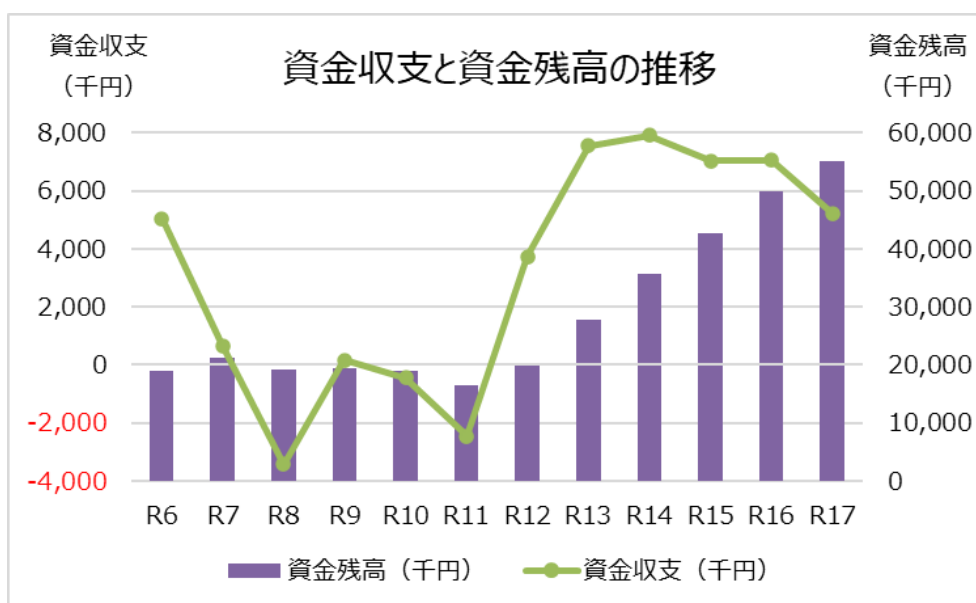
経常費用は、主に人件費、委託料等の経費、減価償却費および支払利息で構成されています。物価上昇に伴う経費の増加、更新投資の財源として企業債を発行することによる支払利息の増加により、経常費用は増加していく見込みです。

(図表 5-5) 資本的収支の推移

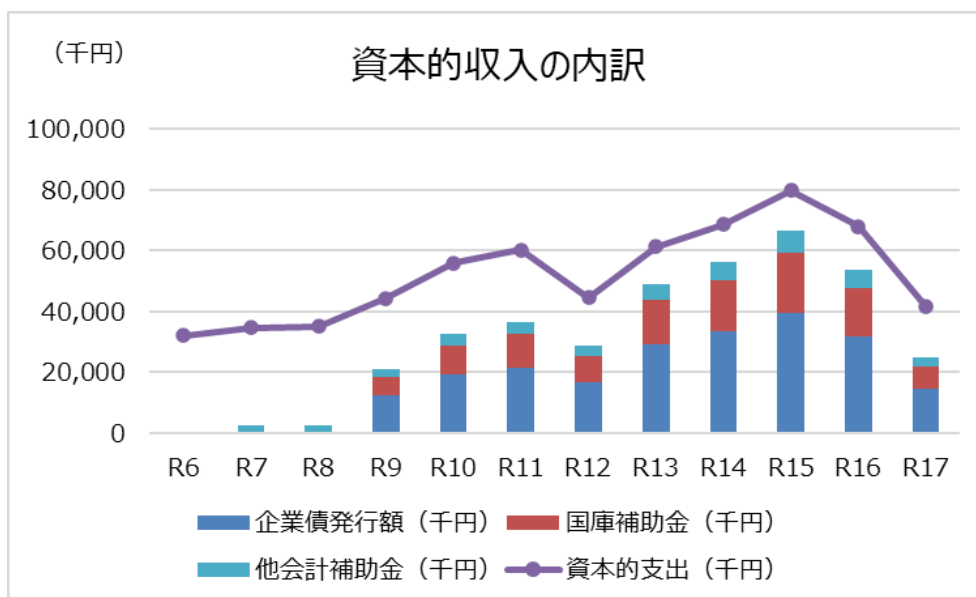


3(3)に記載した投資の見通しより生じる建設改良費や企業債償還金といった資本的支出に対し、国庫補助金や企業債を財源充当しています。資本的収支不足分については収益的収支において生じた損益勘定留保資金等を充当し、資金残高は全体として増加傾向にあります。

(図表 5-6) 資金収支と資金残高の推移

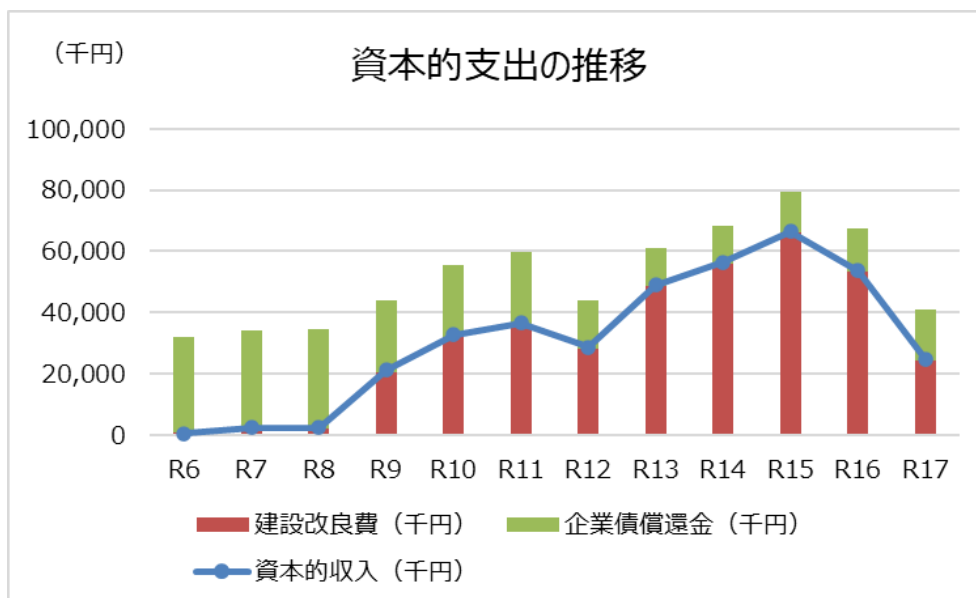


(図表 5-7) 資本的収入の内訳



資本的収入は、主に企業債と国庫補助金で建設改良費に充てています。企業債償還金など不足する財源については、損益勘定留保資金等、収益的収入からの補填財源を充当します。

(図表 5-8) 資本的支出の内訳



資本的支出は、建設改良費と企業債の償還金です。償還が進むため企業債償還金は減少傾向にありますが、3(3)で記載した更新投資の実施による建設改良費の増加により、資本的支出は現在よりも増加する見込みです。

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

川口地区、平井地区の簡易水道新設により、町内の簡易水道整備に対する要望への対応は、おおむね完了したところであるため、本戦略策定時点において、新たな簡易水道の整備は予定していません。

■老朽化対策について

本町簡易水道事業では、各施設の老朽化度合いや優先度を総合的に勘案し、必要に応じて、改修を行っています。耐用年数が到来している機械設備やポンプ設備も生じてきており、老朽化が進む中で、計画的な更新投資が必要となります。

老朽化が原因で使用に支障が生じる可能性がある施設への対応を優先的に行うとともに、全体改修等の大規模改修について、要否や緊急度、優先度を含め検討を行っていくこととします。また、耐震化が未対応の施設については、早急に対応を検討するとともに、優先度を考慮しながら、計画的な改修に取り組み、施設の長寿命化に努めます。

■有収率について

本町が有する簡易水道施設の多くが老朽化してきており、錆の発生や、破損による漏水が多発していました。丘陵に囲まれた自然豊かな地域特性上、水道施設の老朽化による破損や漏水の発生は、町道の崩落や山崩れを引き起こす恐れがあります。また、施設の劣化による錆の発生は水質悪化の原因となります。そのため、本町にとって、簡易水道施設の老朽化は、早急な対応を要する重要な課題の一つです。

本町で暮らす住民が、今後も安心しておいしい水の供給を受けられることができるよう、施設の維持と水質の管理に取り組んでおり、有収率はついては、令和2年度に74.0%であったところ、令和6年度には81.7%程度まで改善しています。今後は機械設備やポンプ設備の更新もあり、さらなる有収率の改善強化は実施しづらいところですが、計画最終年度である令和17年度まで、80%以上の有収率を維持することを目標とします。

② 収支計画のうち財源についての説明

(ア) 給水収益

「3. 将来の事業環境(2)水需要の予測及び給水収益の見通し」のとおりです。料金の改定については、今後の検討事項とし、現計画においては料金据え置きとしています。

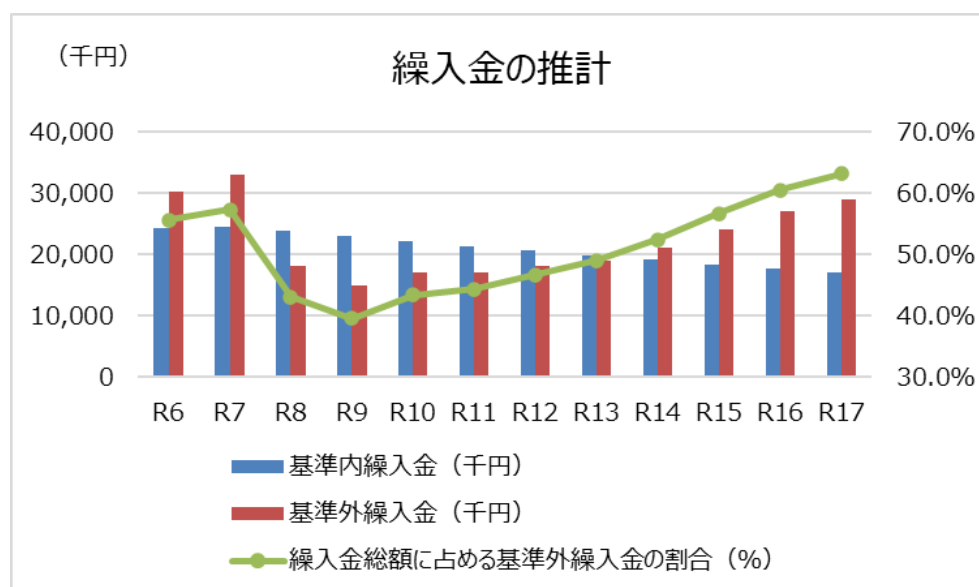
(イ) 繰入金

総務省による「地方公営企業繰出金について(通知)」が示す繰出基準内の繰入金のみならず、基準外の繰入金も含まれており、一般会計からの繰入金に依存した財源構成になっています。投資・財政計画においては、損益不足額を繰入金によって賄うこととしています。

人口減少に伴う給水収益の減少や、物価上昇等による経費の増加等により、ますます厳しい経営状況となることが想定され、基準外繰入金は増加していく見込みです。

一般会計による過度な負担増加はなるべく避ける必要があります、引き続き経費の節減や有収率の上昇に努めるとともに、料金の改定についても検討していくこととし、計画最終年度である令和17年度まで、料金回収率25%以上の確保を目標とします。

(図表 5-9) 繰入金の推計

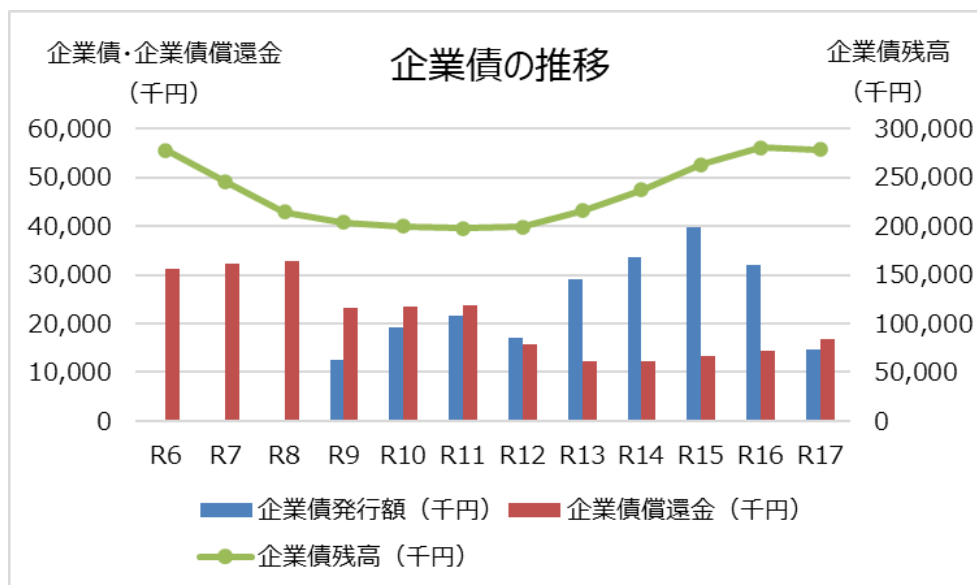


(ウ) 企業債・国庫補助金

機械設備やポンプ設備等の更新投資においては、国庫補助金と企業債の活用が不可欠です。本計画においては、投資額の30%程度を国庫補助金、30%程度を企業債(簡易水道債)、30%程度を企業債(過疎対策事業債)とし、残額を自己財源と想定して、資本的収支に反映しています。

更新投資の増加により企業債発行額が増加し、企業債残高は増加に転じていきます。一般会計からの繰入金との兼ね合いもありますが、過度な将来負担とならないよう留意していくこととします。

(図表 5-10) 企業債の推計



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(ア) 職員給与費…単価×職員数

* 単価…令和 6 年度決算額から算出した 1 人あたり職員給与費に毎年 1% ずつの定期昇給を加味

(イ) 動力費・薬品費…令和 6 年度の実績値に有収水量の増減率と物価上昇率(2.0%とする)を加味

(ウ) 通信運搬費・修繕費…令和 6 年度の実績値に物価上昇率(2.0%とする)を加味

(エ) 委託料…令和 6 年度の実績値に物価上昇率(2.0%とする)を加味

(オ) 企業債利息

- ・既発行債に係る利息…償還計画をもとに計上
- ・新規発行分(簡易水道債)に係る利息…償還期間 35 年間(うち据置期間 5 年) 利率 2.0%(元利均等)
- ・新規発行分(過疎債)に係る利息…償還期間 12 年間(うち据置期間 3 年) 利率 2.0%(元利均等)

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化	現時点で事業の広域化の予定はありません。周辺の状況や県の取組み等を踏まえ、周辺自治体との連携の可能性を模索し、総合的に検討します。
民間の資金・ノウハウなどの活用（PPP/PFI等の導入等）	現時点で、PPP/PFIなどの民間活用手法の導入予定はありません。水の安全性・安定性・危機管理体制の維持等を考慮しながら、最も適切な事業実施手法を検討します。
アセットマネジメントの充実（施設・設備の長寿命化などによる投資の平準化）	これまで施設の維持と水質の管理に取り組んでおり、有収率の改善を図ってきています。将来にわたり安心・安全な水道水の提供を継続していくため、老朽化した機械設備やポンプ設備の更新投資を行うとともに、世代を超えた負担の平準化を図ります。
施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）	町人口は、今後、減少が見込まれることから、施設の更新にあたっては、近隣の状況も鑑みながら、将来の給水人口の推移や水需要の予測に基づいた適切な施設・設備の規模把握に努め、ダウンサイジングやスペックダウンの可能性を模索します。
施設・設備の合理化（スペックダウン）	
その他の取組	施設・設備については、保守・点検を定期的を実施し、適切な維持管理に努めます。あわせて、漏水調査を定期的を実施し、有収率の低下防止に努めます。

② 財源についての検討状況等

料金	本戦略期間中における料金改定の実施については、現時点で未定です。一般会計からの繰入金に依存している現状と人口減少による将来の厳しい財政見通しを踏まえ、必要に応じて適正な料金水準の検討を行います。
企業債	更新投資の実施により企業債残高は増加に転じていくため、将来世代に過度な負担を強いることがないよう、計画的な企業債発行と着実な企業債償還に努めます。
繰入金	可能な限り、基準外の繰入金への依存度を抑えるよう努め、経営の健全化に取り組みます。
資産の有効活用等による収入増加の取組	活用すべき遊休資産等はなく、特筆すべき事項はありません。

6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

(1) 計画の期間及び評価・見直し

① 計画の期間

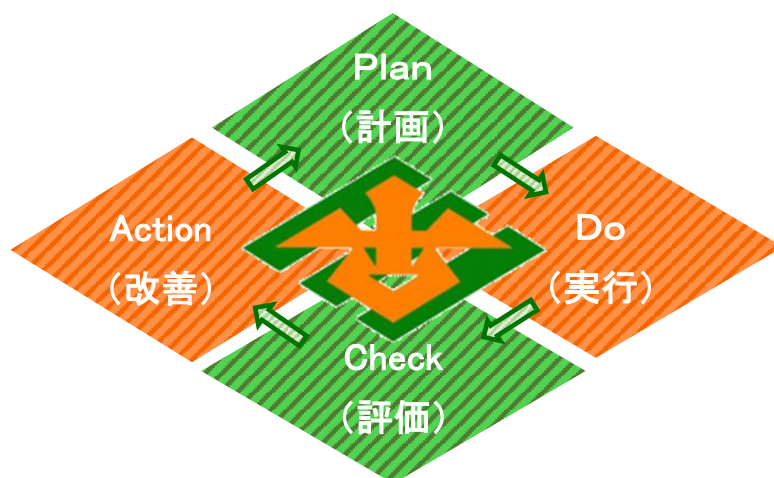
本経営戦略の計画期間は令和8年度から令和17年度の10年間です。

② 評価・見直し

人口減少等に伴う給水収益の減少や、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大など、本町簡易水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。経営の健全化を図りつつ、将来にわたり安定的に水道水の供給を行っていくためには、本町内外における社会経済情勢の多様な変化や、国及び県による関連施策の推進状況などに目を配りつつ、時代の要請に即した政策の形成と、機敏かつ柔軟な施策の展開が重要です。

については、PDCA サイクルを活用して毎年度の進捗管理と中間時点における見直しの実施を行います。具体的には、本経営戦略記載事項に関して、決算及び投資・財政計画（収支計画）を用いて毎年度の経営状況の把握及び進捗状況の管理（モニタリング）を行うとともに、3年から5年ごとに実績値の推移を踏まえた将来見通しの再評価と経営状態の検証（ローリング）を行うこととします。なお、ローリングに際しては、国及び県の施策の方向性を捉えるとともに、本町における他の計画との整合性に十分留意します。

(図表 6-1) 古座川町におけるPDCA サイクル活用イメージ



(2) モニタリング及びローリングの手法 (PDCA サイクルの活用)

モニタリング(毎年度の状況把握及び評価)及びローリング(中間年度における検証及び見直し)にあたっては、PDCA サイクルの考え方を活用することで、効果的かつ継続的な改善の実施に努めます。

モニタリングは、決算や投資・財政計画(収支計画)を用いて財務状況や関連する指標の実績値を把握し、計画値との間に大きな乖離がある場合は、原因を分析し対策の検討を行います。また、ローリングは、決算及び投資・財政計画(収支計画)における実績値の推移を把握・分析し、将来見通しの再評価を行い、住民の皆様のご意見やご要望を踏まえ、各種施策に反映し、PDCA サイクルが有効に機能するよう努めます。

(別紙)

投資・財政計画(収支計画)
原価計算表

投資財政計画(収益の収支)

(単位:千円)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決算)	(決算見込)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)	(2031年度)	(2032年度)	(2033年度)	(2034年度)	(2035年度)
収 益 入	1. 営 業 収 益 (A)	17,592	17,552	17,087	16,793	16,498	16,204	15,909	15,657	15,404	15,152	14,900	14,647		
	(1) 給 水 収 益	17,543	17,518	17,038	16,744	16,449	16,155	15,860	15,608	15,355	15,103	14,851	14,598		
	(3) そ の 他	49	34	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49		
	2. 営 業 外 収 益	67,497	70,089	54,502	49,102	49,052	48,191	46,921	48,116	49,855	51,904	54,962	56,496		
	(1) 補 助 金	53,357	57,353	41,711	38,861	39,089	38,299	37,503	38,751	40,014	41,296	43,580	44,832		
	他 会 計 補 助 金	53,357	57,353	41,711	38,861	39,089	38,299	37,503	38,751	40,014	41,296	43,580	44,832		
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	14,092	12,736	12,743	10,193	9,915	9,844	9,370	9,317	9,793	10,560	11,334	11,616		
	(3) そ の 他	48	0	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	
	収 入 計 (C)	85,089	87,641	71,590	65,894	65,551	64,395	62,831	63,772	65,260	67,056	69,862	71,143		
	収 益 支 出	1. 営 業 費 用	72,780	77,826	67,652	61,658	61,208	60,136	58,463	58,243	59,131	61,012	63,134	63,689	
(1) 職 員 給 与 費		12,034	13,075	12,155	12,215	12,276	12,338	12,400	12,462	12,524	12,586	12,649	12,713		
基 本 給		6,909	6,690	6,978	7,013	7,048	7,083	7,119	7,154	7,190	7,226	7,262	7,299		
そ の 他		5,125	6,385	5,176	5,202	5,228	5,254	5,281	5,307	5,334	5,360	5,387	5,414		
(2) 経 費		17,249	25,985	17,396	17,578	17,762	17,949	18,139	18,338	18,541	18,747	18,957	19,169		
動 力 費		2,377	2,291	2,355	2,360	2,365	2,369	2,373	2,382	2,390	2,398	2,405	2,411		
修 繕 費		3,414	5,827	3,482	3,552	3,623	3,695	3,769	3,845	3,922	4,000	4,080	4,162		
委 託 料		4,906	10,781	5,004	5,104	5,206	5,310	5,417	5,525	5,635	5,748	5,863	5,980		
そ の 他		6,552	7,086	6,555	6,561	6,568	6,574	6,580	6,587	6,594	6,601	6,609	6,616		
(3) 減 価 償 却 費		43,497	38,766	38,101	31,865	31,169	29,849	27,925	27,443	28,065	29,678	31,528	31,808		
2. 営 業 外 費 用	2,356	1,774	2,167	2,223	2,454	2,753	2,981	3,356	3,847	4,444	4,922	5,066			
(1) 支 払 利 息	1,879	1,774	1,690	1,746	1,977	2,276	2,504	2,879	3,370	3,967	4,445	4,589			
(2) そ の 他	477	0	477	477	477	477	477	477	477	477	477	477			
支 出 計 (D)	75,136	79,600	69,819	63,881	63,662	62,889	61,444	61,599	62,978	65,456	68,056	68,755			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	9,953	8,041	1,770	2,013	1,889	1,506	1,386	2,173	2,282	1,600	1,805	2,388			
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
特 別 損 失 (G)	1,510	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 1,510	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	8,443	8,041	1,770	2,013	1,889	1,506	1,386	2,173	2,282	1,600	1,805	2,388			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	8,443	16,507	18,156	19,986	21,628	22,825	23,836	25,569	27,344	28,369	29,530	31,205			
流 動 資 産 (J)	22,917	24,905	22,600	22,704	22,197	19,677	23,354	30,851	38,707	45,676	52,684	57,860			
う ち 未 収 金	3,969	3,704	3,408	3,349	3,290	3,231	3,172	3,122	3,071	3,021	2,970	2,920			
流 動 負 債 (K)	36,176	34,876	27,582	27,569	27,835	19,923	16,388	16,265	17,346	18,628	21,003	23,882			
う ち 建 設 改 良 費 分	32,221	32,723	23,101	23,385	23,670	15,809	12,354	12,239	13,272	14,457	16,722	19,570			
う ち 未 払 金	2,863	1,408	3,389	3,092	3,073	3,022	2,942	2,934	2,982	3,079	3,189	3,220			

投資財政計画(資本的収支)

(単位:千円)

区 分		年 度												
		令和6年度 (2024年度) (決算)	令和7年度 (2025年度) (決算見込)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和17年度 (2035年度)	
資本的 収支	資本的 収入	1. 企業債	0	0	0	12,408	19,318	21,700	16,956	29,104	33,534	39,626	31,902	14,648
		3. 他会計補助金	520	2,500	2,500	2,568	3,719	4,116	3,325	5,350	6,090	7,104	5,818	2,942
		6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	6,204	9,659	10,850	8,478	14,552	16,767	19,813	15,951	7,324
		純計 (A)-(B) (C)	520	2,500	2,500	21,180	32,696	36,666	28,759	49,006	56,391	66,543	53,671	24,914
		資本的 支出	1. 建設改良費	979	2,500	2,500	21,180	32,696	36,666	28,759	49,006	56,391	66,543	53,671
		2. 企業債償還金	31,244	32,221	32,723	23,101	23,385	23,670	15,809	12,354	12,239	13,272	14,457	16,722
		計 (D)	32,223	34,721	35,223	44,281	56,081	60,336	44,568	61,360	68,630	79,815	68,128	41,636
	資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (E)	31,703	32,221	32,723	23,101	23,385	23,670	15,809	12,354	12,239	13,272	14,457	16,722	
補填 財源	1. 損益勘定留保資金	22,321	32,221	32,723	23,101	23,385	23,670	15,809	12,354	12,239	13,272	14,457	16,722	
	4. その他	9,382	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計 (F)	31,703	32,221	32,723	23,101	23,385	23,670	15,809	12,354	12,239	13,272	14,457	16,722	
企業債残高 (H)		277,927	245,706	214,483	203,790	199,723	197,753	198,900	215,650	236,946	263,300	280,745	278,671	
現金預金残高		19,018	21,201	19,262	19,426	18,977	16,516	20,252	27,800	35,706	42,725	49,784	55,010	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度											
		令和6年度 (2024年度) (決算)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和17年度 (2035年度)
収益的収支分		53,877	57,353	41,711	38,861	39,089	38,299	37,503	38,751	40,014	41,296	43,580	44,832
	うち基準内繰入金	24,159	24,496	23,711	22,861	22,089	21,299	20,503	19,751	19,014	18,296	17,580	16,832
	うち基準外繰入金	29,718	32,857	18,000	16,000	17,000	17,000	17,000	19,000	21,000	23,000	26,000	28,000
資本的収支分		520	2,500	2,500	2,568	3,719	4,116	3,325	5,350	6,090	7,104	5,818	2,942
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	520	2,500	2,500	2,568	3,719	4,116	3,325	5,350	6,090	7,104	5,818	2,942
合 計		54,397	59,853	44,211	41,429	42,808	42,415	40,828	44,101	46,104	48,400	49,398	47,774

原価計算表

布設年月日 昭和41年3月31日
 供給人口 834人
 計算期間 令和8年度～令和17年度
 (10年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
料 金 (X)	千円 17,543	千円 15,776	千円	千円 15,776
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	49	49		49
合 計	17,592	15,825	0	15,825

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
人 件 費	12,034	12,432		12,432
動 力 費	2,377	2,381		2,381
修 繕 費	3,414	3,813		3,813
委 託 料	4,906	5,479		5,479
そ の 他	6,552	6,585		6,585
小 計	29,283	30,689		30,689
支 払 利 息	1,879	2,944	2,944	0
減 価 償 却 費	43,497	30,743	30,743	0
長 期 前 受 金 戻 入	-14,092	-10,469	-10,469	0
合 計 (Y)	60,567	53,908	23,219	30,689

資産維持費(Z)	6,076
料金対象経費(Y)+(Z)	36,765
(X)÷((Y)+(Z))*100=	42.9

<料金水準についての説明>

投資・財政計画計上額(A)欄及び公費負担分(B)欄は、計算期間(令和8年度～令和17年度)の平均値を記載している。

資産維持費については令和6年度末時点の償却資産帳簿価額の1%を計上している。

現在、料金回収率は令和6年度決算において30%弱と、100%を大きく下回っている。100%を下回る場合は、給水費用が料金収入以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な料金収入の確保及び給水費用の削減が必要な状況となっている。